

OSAKA 光のルネサンス 2025 開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 業務名称

OSAKA 光のルネサンス 2025 開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業の趣旨・目的

大阪・光の饗宴は、御堂筋イルミネーションと OSAKA 光のルネサンスをコアプログラムとし、大阪府内の団体等が各エリアで展開する光のプログラムをエリアプログラムとして、大阪・光の饗宴実行委員会（構成団体：大阪府、大阪市、大阪観光局、経済団体等。以下「実行委員会」という。）が開催するもので、大阪の冬の風物詩として定着してまいりました。

このたび実行委員会では、大阪・光の饗宴のコアプログラムの一つであり、水都大阪のシンボル中之島の夜を彩る「OSAKA 光のルネサンス 2025」開催にあたり、民間事業者のノウハウやアイデア等を活用し、効果的・効率的な運営と安心・安全な実施ができるよう、公募型プロポーザル方式により事業者を選定いたします。

（２）業務内容

ア OSAKA 光のルネサンス 2025 企画調整業務

イ OSAKA 光のルネサンス 2025 運営業務

ウ OSAKA 光のルネサンス 2025 「光のマルシェ」実施業務

エ OSAKA 光のルネサンス 2025 会場施工業務

オ OSAKA 光のルネサンス 2025 自主警備業務（会場周辺警備含む）

※具体的内容については、「OSAKA 光のルネサンス 2025 開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）（別紙１）を参照すること。

参考 OSAKA 光のルネサンス 2025 事業概要

(1) 事業名称：OSAKA 光のルネサンス 2025

(2) 開催日程：令和 7 年 12 月 14 日（日）～12 月 25 日（木）までの 12 日間

(3) 開催時間：17 時から 22 時まで

※一部コンテンツは令和 7 年 4 月 9 日（水）～12 月 31 日（水）の 17 時から 25 時まで

(4) 開催場所：大阪市役所周辺から中之島公園

（３）契約上限金額

金 77,350,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（４）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（５）履行場所

実行委員会が指定する場所

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

契約内容は、発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書等に基づき決定し、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

「業務委託契約書（経常型）」（別紙２）参照

(4) 契約保証金

免除 ※大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 3 号に準ずる。

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、上記アに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承認を得なければならない。

ウ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

イ 本事業の内容に変更が生じる場合は、別途協議することとする。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。なお、共同事業体で参加する者にあっては、ク、ケは共同事業体の構成員のいずれかが該当すること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

イ 直近 1 カ年において、本店所在地の都道府県税、市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

- オ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請をすることができる。その場合は、構成する全事業者（以下「構成員」という。）が上記ア～カの条件を満たし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
- ① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - ⑥ 各構成員は、他の共同事業体の構成員となることはできない。
- ク 自主警備業務については、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けていること。（府の区域外に主たる事業者を有する者にあっては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）。
- ケ 直近5年以内に、同種事業の実施実績を有すること。なお、同種事業とは不特定多数の参加者が集まるイベントの企画、運営、施工、警備等の業務実績。

5 スケジュール

公募開始	令和7年5月28日（水）
仕様書等の配布開始日	令和7年5月28日（水）
質問受付開始	令和7年5月28日（水）
実施説明会参加申込書提出期限	令和7年6月 2日（月）午後3時まで
実施説明会	令和7年6月 3日（火）午前10時（予定）
質問受付締切	令和7年6月 5日（木）午後3時まで
質問に対する回答	令和7年6月11日（水）
仕様書等の配布期限	令和7年6月13日（金）午後3時まで
参加申請関係書類の提出期限	令和7年6月13日（金）午後3時まで
参加資格審査結果通知	令和7年6月18日（水）（予定）
企画提案書類の提出期限	令和7年7月 2日（水）午後3時まで
プレゼンテーション審査	令和7年7月上旬～中旬頃
選定結果通知	令和7年7月中旬～下旬頃
契約締結・事業開始	令和7年7月中旬～下旬頃

6 応募手続き等に関する事項

（1）仕様書等の配布

本プロポーザルにおける仕様書等の関係資料については、令和7年5月28日（水）より配布を開始する。配布を受ける場合は、「仕様書等配布願」（様式1）に必要事項を記入し、令和7年6月13日（金）午後3時までに下記10の提出先まで電子メールで提出すること。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けない。

電子メールの件名に「【仕様書等配布願：OSAKA 光のルネサンス 2025 開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務委託】」と明記すること。電子メール送信後は、必ず到着の有無を下記 10 の提出先あて電話で確認すること。

本プロポーザルに参加を希望する者は、仕様書等の関係資料の配布を必ず受けること。仕様書等配布願の申請のなかった者は本プロポーザルに参加できない。

(2) 実施説明会の開催

本プロポーザル実施にかかる説明会を下記のとおり開催するので、本業務委託への参加希望者はできるだけ出席すること。

ア 開催日時（予定）

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 10 時～

イ 開催場所

オンライン（Teams）※URL は申込者のみに送付する。

ウ 申込方法

- ・「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書」（様式 2）に必要事項を記入し、下記 10 の提出先まで電子メールで提出すること。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けない。
- ・電子メールの件名に「【説明会参加申込：OSAKA 光のルネサンス 2025 開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務委託】」と明記すること。
- ・電子メール送信後は、必ず到着の有無を下記 10 問い合わせ先あて電話で確認すること。

エ 申込期限

令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 3 時まで

(3) 質問の受付・回答

ア 受付開始

令和 7 年 5 月 28 日（水）

イ 受付期限

令和 7 年 6 月 5 日（木） 午後 3 時まで（必着）

ウ 提出方法

- ・質問は、「質問書」（様式 3）に記載し、下記 10 の提出先まで電子メールで提出すること。口頭、電話、ファクシミリ、持参での質問は一切受け付けない。
- ・共同事業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて電子メールを送信すること
- ・電子メールの件名に「【質問：OSAKA 光のルネサンス 2025 開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務委託】」と明記すること。
- ・電子メール送信後は、必ず到着の有無を下記 10 提出先あて電話で確認すること。

エ 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 11 日（水）までに大阪府、大阪市、大阪観光局の各ホームページ及び大阪・光の饗宴公式ホームページにて行う。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(4) 参加申請手続き及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- ① 公募型プロポーザル参加申請書（様式４－１）
- ② 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式６）
- ③ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）
- ④ 使用印鑑届（様式７）
- ⑤ 印鑑証明書【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：原本】
- ⑥ 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- ⑦ 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：写し可】
- ⑧ 直近１ヵ年分の本店所在地の都道府県民税、市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：写し可】
※ただし、会社設立１年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- ⑨ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３（その３の２、その３の３でも可））【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：写し可】
- ⑩ 直近１ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- ⑪ 警備業法４条の認定を受けていることを証する標識の写し（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備業法第４条の認定を受けていることを証する標識の写し及び大阪府公安委員会に同法第９条に基づき提出している届出書の写し）
※⑧及び⑨は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※④～⑩は、令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式４－１に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- ① 公募型プロポーザル参加申請書（様式４－２）
- ② 共同事業体届出書兼委任状（様式５）
- ③ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式６）
- ④ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）
- ⑤ 使用印鑑届（様式７）※代表構成員のみ
- ⑥ 印鑑証明書【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- ⑦ 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- ⑧ 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：写し可】
- ⑨ 直近１ヵ年分の本店所在地の都道府県民税、市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：写し可】※ただし、会社設立１年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- ⑩ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３（その３の２、その３の３でも可））【申請時点で発行から３ヵ月以内のもの：写し可】
- ⑪ 直近１ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- ⑫ 共同事業体協定書（写し）
- ⑬ 警備業法４条の認定を受けていることを証する標識の写し（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備業法第４条の認定を受けていることを証する標識の写し及び大阪府公安委員会に同法第９条に基づき提出している届出書の写し）

- ※③・④及び⑦～⑪は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
※⑨及び⑩は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※⑤～⑪は、令和 7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式4-2に承認番号を記載すること。）

イ 提出期限

令和7年6月13日（金）午後3時まで（必着）

ウ 提出方法

- ・提出の1日前までに下記10の提出先に事前連絡をおこない、持込予約をすること。
- ・提出期限までに下記10の提出先まで提出書類を持参すること。
- ・持参以外の方法では受付をしない。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、様式4-1又は4-2に記載の担当者メールアドレスあてに令和7年6月18日（水）（予定）に通知する。

（5）企画提案書類の提出

企画提案の際は、本募集要項のほか仕様書の内容についても十分理解のうえ参加すること。

ア 企画提案について

OSAKA光のルネサンス2025における企画調整、警備及び運営等業務委託について、事業全体の趣旨を理解し、大阪の都市ブランドの向上に資する企画提案を行うこと。企画内容については発注者が実施を予定しているものと、受注者に提案を求めるものがあることから、事業全体を総括した円滑で安全な運営体制と警備計画について、合わせて提案を行うこと。なお、昨年度のイベント来場者数等の実績をふまえた提案を行うこと。
大阪・光の饗宴2025：<https://www.hikari-kyoen.com/>

◆受注者に提案を求めるもの

- ・OSAKA光のルネサンス2025会場の運営計画
- ・OSAKA光のルネサンス2025光のマルシェ運営計画
- ・OSAKA光のルネサンス2025会場施工計画
- ・OSAKA光のルネサンス2025自主警備計画
- ・会場東側へ向かいたくなる誘導イルミネーション等の設置（ローズポートの利用促進を含む）
- ・コンテンツ等の拡充につながる協賛獲得(コンテンツ・広告等の有効な協賛の獲得)
- ・収支計画及び実施体制

◆既存設備等を活用して実施を予定しているもの

- ・大阪市役所正面西側壁面を利用したイルミネーション(イルミネーションファサード)
- ・みおつくしプロムナードを活用した光のプログラム(中之島イルミネーションストリート)
- ・バラ園東側にある公共船着場「ローズポート」の利用促進
- ・光アート作品（バラ園西側）
- ・大阪市中央公会堂の東側壁面を利用した光の演出（プロジェクションマッピング）
- ・大道芸人によるパフォーマンス

イ 企画提案にあたっての留意事項

- ① 大阪の都市ブランドの向上、大阪の観光振興、活力向上という事業趣旨を十分に踏まえた内容とすること。
- ② 観光バスツアーや観光船等の観光商品造成を促進するため、周辺高速道路や水上等からも光のルネサンス会場のイルミネーションを認知できるよう工夫すること。
- ③ これまでの実施内容にとらわれず、新たな発想でより魅力的な企画提案とすること。
- ④ 実現性を十分に精査した業務計画書で、実現に向けた詳細なスケジュールや推進体制を明記すること。
- ⑤ 多くの観客動員が予想される事業であることから、円滑で安全な事業実施ができる会場運営・施工計画とすること。
- ⑥ 原則として、提案内容にはタレントやキャラクターは使用しないこと。
- ⑦ 提案した企画内容については、必ずしもその通り実施されるものではなく、発注者と協議の上、内容を精査し実施する。
- ⑧ 提案にあたり、実行委員会が保有するロゴデータや画像データ等の使用を希望する場合は、下記10の問合せ先へ問い合わせること。
- ⑨ イベント実施にあたって、自主警備、交通誘導、規制等について、警察、地元関係機関等と十分な協議・調整を行うなど、テロ対策及び雑踏事故等対策にも留意し、安全な警備計画を策定し、提案すること。

ウ 提案書類

- ① 公募型プロポーザル企画提案書（様式8-1又は8-2）
- ② 企画提案概要（A4）
上記ア「企画提案について」、イ「企画提案にあたっての留意事項」、下記7（1）「選定基準」、「仕様書」（別紙1）の内容を十分に踏まえること。
- ③ 同種・同類業務の実績書（様式9）
- ④ 収支計画書（様式自由）※収支計画書には内訳の詳細を記載すること。

エ 提出部数

正本1部、副本10部

※副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

オ 提出期間

上記6（4）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から、令和7年7月2日（水）午後3時まで

カ 提出方法

- ・ 提出の1日前までに下記10の提出先に事前連絡をおこない、持込予約をすること。
- ・ 提出期限までに下記10の提出先まで提出書類を持参すること。
- ・ 持参以外の方法では受付をしない。

キ その他

実現可能性を十分考慮した事業内容を提案すること。なお、本事業において、企画した提案を受託者の責めにより実行できない場合、来年度以降、本事業に加え、大阪府市が構成

員である他の実行委員会の事業の企画提案審査において、減点対象となる可能性がある。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、以下の選定基準の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		配点
1 企画・運営力		55 点
企画内容	○大阪・光の饗宴及び OSAKA 光のルネサンスの趣旨等を十分に理解し、大阪の都市ブランドの向上、観光振興及び活力向上の実現に資する企画内容となっているか。 ○会場のどこにいても楽しめるようなコンテンツを提案するなど、来場者が満足できる企画を提案しているか。 ○光のマルシェの出店数や出店内容、及び配置等が会場にふさわしく、安全が確保されているか。	30 点
総合運営力	○責任分担が明確であり、関係者との調整を円滑に遂行するための運営管理、組織・実施体制となっているか。	10 点
実現性	○企画提案の実施コンテンツについて、周辺地域や周辺環境・交通事情や規制等を十分考慮し、実施までのスケジュールに現実性がある提案となっているか。 ○各コンテンツを実施するにあたり、現実性がある提案となっているか。	10 点
収支計画	○収支計画について、支出見込み・収入見込みは妥当か。	5 点
2 自主警備、交通規制計画		30 点
	○十分な安全対策、突発事象への対処計画は十分に検討されているか。 ○現場の状況に応じた合理的かつ効率的な警備体制であり、配置員の運用は無理なく適切か。 ○交通規制にかかる広報及び誘導について、効果的に提案されており、規定時間内に交通規制を実施・解除するための方策について十分検討されているか。	30 点
3 会場設営		10 点
	○開催期間前後において、設営撤去を完了させるための方策は、安全対策を含め十分検討しているか。	10 点
4 価格		5 点
	○価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下切り捨て	5 点
合計		100 点

(2) 選定方法

上記7（1）の選定基準について有識者会議を開催し、委員の意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

- ① 有識者会議は、選定基準に沿って企画提案書等の評価を行う。
- ② 有識者会議は非公開とし、評価内容についての質問や異議は一切受け付けない。
- ③ 有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者などで構成する。

ア プレゼンテーション審査

A 実施日（予定）

令和7年7月上旬～中旬頃

B 実施場所（予定）

大阪市福島区野田1-1-86

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階会議室

※詳細は、参加資格審査結果通知の際に通知する。

C 内容・方法等

- (a) 上記6(5)ウで提出した企画提案書類をもとに、企画提案（業務の実施方針等）について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。

※プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できない。

※なお、資料の追加・変更は認めない。

- (b) 1者あたり30分程度（うち説明20分程度、質疑応答10分程度）

※説明時間等については、変更する場合がある。

- (c) プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

D 出席者

1者あたり4名以内とし、必ず業務責任者（統括者）に想定している者が出席すること。なお、共同事業体の場合も同様とする。

イ 評価について

- ① 全委員の評価合計点が最も高い者を受注予定者とする。
- ② 全委員の評価合計点が最も高い提案者が複数いる場合は、以下の順で受注予定者を選定するものとする。
 - (1) 項目「1 企画・運営力」の評価点が最も高い提案者
 - (2) 項目「2 自主警備・交通規制計画」の評価点が最も高い提案者
 - (3) 項目「3 会場設営」の評価点が最も高い提案者
 - (4) 項目「4 価格」の評価点が最も高い提案者
- ③ 全委員の評価合計点が最も高い提案者の評価において、合計の評価点が6割を下回った場合、若しくは、1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。

- コ 見積書に記載の額が上記２（３）の契約上限金額を超えているもの。
- サ 発注者に対して不当な圧力や妨害行為を行うこと。

（４）選定結果の通知及び公表

ア 通知方法及び通知時期

全ての参加者に対し、令和７年７月中旬～下旬頃に通知する。

イ 公表方法、公表時期及び公表内容

大阪府、大阪市及び大阪観光局のホームページ及び大阪・光の饗宴公式ホームページにおいて、選定結果に関する情報を令和７年７月中旬～下旬頃に公表する。選定の手続きや選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を公表するものとする。

- ① 最優秀提案者と評価点・提案価格
- ② 全提案者の名称 ※申込順
- ③ 全提案者の評価点 ※得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案者の選定理由 ※講評ポイント

※選定結果に関する情報は、ホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ記載する。

※応募が１者もしくは２者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、①を公表し、③は公表しないこととする。この場合は、最優秀提案者の選定理由④において、選定理由がより解り易いように示す。

８ 応募者がいない場合の取扱い

応募者が１者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

９ その他

- （１）企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- （２）採用された企画提案書等は、「大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号）」及び「大阪市情報公開条例（平成１３年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- （３）本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様書に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。関係機関等との調整により、実施不可能になる可能性がある。
- （４）提出された全ての書類及びデータ等は返却しない。
- （５）提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪府情報公開条例及び大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- （６）期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- （７）参加申請後に大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は、大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。
- （８）受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行う。

10 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局観光部観光課（まち魅力担当）

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階

電話：06-6469-5166

E-mail：hikari-kyoen@city.osaka.lg.jp

※開庁は、午前9時～午後5時30分（土・日・祝日及び月～金の午後0時15分～午後1時を除く。）

11 関係資料等

【別紙1】OSAKA光のルネサンス2025開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務委託仕様書

【別紙2】業務委託契約書（経常型）

【参考1】OSAKA光のルネサンス2025 会場施工及びイルミネーション等設置・撤去業務委託参考資料

【参考2】会場内電源整備位置

【参考3】OSAKA光のルネサンス2024 警備員配置実績

【様式1】仕様書等配布願

【様式2】公募型プロポーザル実施説明会参加申込書

【様式3】質問書

【様式4-1】公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）

【様式4-2】公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）

【様式5】共同事業体届出書兼委任状

【様式6】公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書

【様式7】使用印鑑届

【様式8-1】公募型プロポーザル企画提案書（単独法人等用）

【様式8-2】公募型プロポーザル企画提案書（共同事業体用）

【様式9】同種・同類業務の実績書